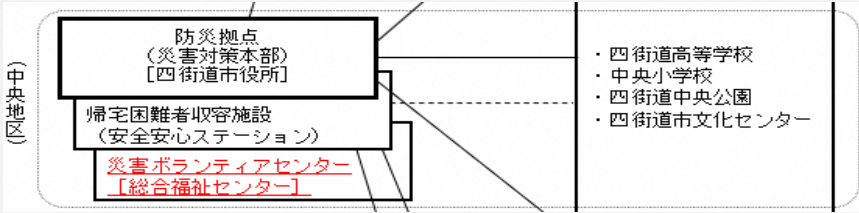
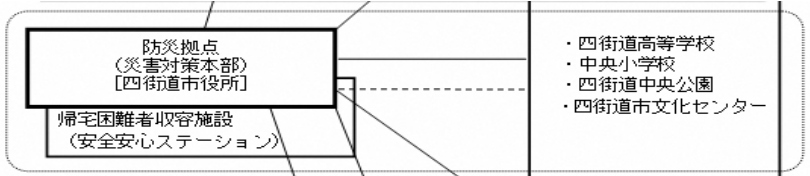


四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

【共通編】

四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

【共通編】

修正案	現 行
<p>○5ページ中段 4-（1）防災拠点ネットワークの形成 「■防災拠点ネットワーク」</p> 	<p>○5ページ上段 4-（1）地方自治体間の応援体制の充実 「■防災拠点ネットワーク」</p> 
<p>○6ページ上段 4-（2）防災拠点機能の確保、充実 市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。 その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、応急対策活動従事者（職員等）の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。 <u>市役所の来客駐車場等は、支援車両駐車スペース、防災広場など、市役所庁舎と一体的な利用が促進できる機能確保に努める。</u></p>	<p>○6ページ上段 4-（2）防災拠点機能の確保、充実 市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。 その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、応急対策活動従事者（職員等）の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。</p>
<p>○13ページ中段 担当部署の変更 2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監、<u>地域共創部</u>></p>	<p>○13ページ中段 担当部署の変更 2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監、<u>環境経済部</u>></p>

修正案	現行
<p>○16ページ中段 1-④ 避難生活の長期化により特別の配慮が必要となる、<u>障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のための避難施設</u>（以下「指定福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備、避難時の介助員の配置等について検討する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>また、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p>	<p>○16ページ中段 1-④ 避難生活の長期化により特別の配慮が必要となる、<u>障害者、高齢者等の要配慮者のための避難施設</u>（以下「指定福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備、避難時の介助員の配置等について検討する。また、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p>
<p>○16ページ中段 1 指定緊急避難場所等の整備 （略） <u>⑧ 市及び避難所運営委員会は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p>	<p>○16ページ中段 1 指定緊急避難場所等の整備 （略） （追加）</p>
<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ア 避難者による自主運営 指定避難所の運営は、<u>避難所運営委員会による運営が主体となるため、</u>平常時から、市が作成した「四街道市各区・自治会避難所割振計画」に基づき、指定避難所となる施設を中心とした地域の区・自治会、自主防災組織等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。</p>	<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ア 避難者による自主運営 <u>指定避難所の運営は避難者による自主運営を原則とする。このため、</u>平常時から、市が作成した「四街道市各区・自治会避難所割振計画」に基づき、指定避難所となる施設を中心とした地域の区・自治会、自主防災組織等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。</p>
<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ウ 指定避難所の運営における女性の視点の導入 <u>指定避難所の運営に女性の視点を導入するため、避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、女性の登用を促進する。</u></p>	<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ウ 指定避難所の運営における女性の視点の導入 <u>避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、指定避難所の運営に女性の視点を導入し、男女共同参画を促進する。</u></p>

修正案	現 行
<p>○17ページ下段 (5) 指定避難所の運営体制の確立 オ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携 市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。 また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等の施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした指定福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な<u>福祉避難スペース</u>の割り当てを検討する。</p>	<p>○17ページ下段 (5) 指定避難所の運営体制の確立 オ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携 市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。 また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等の施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした指定福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な<u>福祉スペース</u>の割り当てを検討する。</p>
<p>○17ページ下段 (6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄 防災備蓄倉庫や各指定避難所に設置された備蓄倉庫等において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、<u>間仕切り、毛布、紙おむつ、生理用品、自家発電装置、投光機、非常用発電機、熱中症対策として大型冷風扇等の備蓄に努める。</u></p>	<p>○17ページ下段 (6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄 防災備蓄倉庫や各指定避難所に設置された備蓄倉庫等において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、<u>紙おむつ、生理用品、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄に努める。</u> <u>また、指定避難所においても、仮設トイレ、間仕切り、毛布、投光機等、また、夏季の熱中症対策として大型冷風扇の配備等、災害時に使用する物資等の備蓄に努める。</u></p>
<p>○18ページ中段 担当部署の追加 4 指定避難所外の避難者対策 <<u>危機管理監</u>、福祉サービス部、教育部></p>	<p>○18ページ中段 担当部署の追加 4 指定避難所外の避難者対策 <福祉サービス部、教育部></p>

修正案	現行
<p>○18ページ下段</p> <p>6 避難所における<u>新型コロナウイルス等の感染症</u>への備え <危機管理監、健康こども部、教育部、県> 避難所における<u>新型コロナウイルス等の感染症対策は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月（令和4年4月改定））や「避難所運営ガイドライン」（内閣府（防災担当）平成28年4月（令和4年4月改定）などに基づき、</u> <u>平常時から必要資材の備蓄、市民への周知等を進めておく。</u> <u>なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知媒体の作成を行う。</u> <u>（1）可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保</u> <u>避難所に避難者が密集することがないように、可能な限り多くの避難所を確保して、分散を図るとともに、避難所内では、家族ごとに2m程度の間隔を確保するため、パーティションやテントの備蓄を進める。また、</u> <u>空気の入口と出口を設ける等、温度の変化に考慮した効果的な換気方法を検討しておく。</u></p>	<p>○18ページ下段</p> <p>6 避難所における<u>新型コロナウイルス感染症等</u>への備え <危機管理監、健康こども部、教育部、県> 避難所における<u>新型コロナウイルス感染症対策は、千葉県が作成した「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」に準拠し、</u>平常時から必要資材の備蓄、市民への周知等を進めておく。 （1）可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保 避難所に避難者が密集することがないように、可能な限り多くの避難所を確保して、分散を図るとともに、避難所内では、家族ごとに2m程度の間隔を確保するため、パーティションやテントの備蓄を進める。</p>
<p>○19ページ上段</p> <p>「■事前に準備しておくことが適当な物資・資材等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染症対策用：マスク、<u>塩素系消毒剤（ノロウイルス用）、使い捨て手袋等、</u>消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など ●避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など ●避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、<u>使い捨てガウン、</u>レインコート、フェイスシールド など ●その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋（<u>大小多めに</u>）、<u>紙コップ、ガムテープ、ビニールテープ（数色）、新聞紙、マジックペン、サーキュレーター</u>など 	<p>○19ページ上段</p> <p>「■事前に準備しておくことが適当な物資・資材等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染症対策用：マスク、<u>除菌剤、</u>消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など ●避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など ●避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、<u>ガウン、</u>レインコート、フェイスシールド など ●その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋 など

修正案	現 行
<p>○19ページ中段 (3) 避難者の健康管理体制の構築 避難所において、避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、<u>健康状態の把握方法と健康問題の予防策の周知方法等について</u>、健康こども部や医療関係者等との事前の検討を行う。<u>災害発生時は、保健医療班は医療救護体制整備に注力し、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する形となるため、避難所との連絡方法について検討をしておく。保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期とチーム編成などを整理しておく。</u> (4) 発熱や咳等の症状がある者等のための専用スペースの確保 発熱や咳等の症状のある者を、他の避難者と同じ場所にならないよう、個室などの専用スペースを避難所内に確保する。 <u>(5) (削除)</u> <u>(6) (削除)</u></p>	<p>○19ページ中段 (3) 避難者の健康管理体制の構築 避難所において、避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、<u>保健師の巡回など</u>、健康こども部や医療関係者等との事前の検討を行う。 (4) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保 発熱や咳等の症状のある方や濃厚接触者を、他の避難者と同じ場所にならないよう、個室などの専用スペースを避難所内に確保する。 <u>(5) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応</u> <u>県は、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の軽症者等について、医療機関や県が借り上げた宿泊施設などの避難先を確保する。なお、県は、自宅療養者に対し、避難する場合の避難先や在宅避難について、予め伝える。</u> <u>(6) 市民への周知</u> <u>市民への広報として、避難所に持参するものや、避難時以外の避難先の検討、避難所で物資の支援や支援情報が受けられることなどを、広報紙やホームページで広く周知する。</u></p>
<p>○20ページ中段 第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備 1-① 防災備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品、防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、<u>障がい者</u>、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者、女性の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。</p>	<p>○20ページ中段 第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備 1-① 防災備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品、防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、<u>障害者</u>、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。</p>
<p>○28ページ下段 第3 自主防災組織等の育成・強化・支援 1 自主防災組織の育成 <危機管理監、<u>自主防災組織</u>> 市は、講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。 <u>自主防災組織は、消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水、避難所運営を円滑に実施するために、平常時の活動をすすめるとともに、市は、自主防災組織の活動を支援する。</u></p>	<p>○28ページ下段 第3 自主防災組織等の育成・強化・支援 1 自主防災組織の育成 <危機管理監> 市は、講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。</p>

修正案			現行		
○29ページ上段 「■自主防災組織の主な活動内容」			○29ページ上段 「■自主防災組織の主な活動内容」		
	平常時の活動	災害時の活動		平常時の活動	災害時の活動
啓発・計画作成・情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●防災知識の普及及び意識の高揚 ●地区防災計画の作成 ●地域ごとの防災マップの作成 ●地域内の要配慮者の把握 ●行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市や指定避難所との連携 ●情報収集、伝達及び広報 ●安否確認 	啓発・計画作成・情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●防災知識の普及及び意識の高揚 ●地区防災計画の作成 ●地域ごとの防災マップの作成 ●地域内の要配慮者の把握 ●行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市や指定避難所との連携 ●情報収集、伝達及び広報 ●安否確認
消火	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止の徹底 ●資機材の整備・保守管理 ●初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火時の通報 ●初期消火 	消火	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止の徹底 ●資機材の整備・保守管理 ●初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火時の通報 ●初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●救出・救護 ●救急要請 	救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●救出・救護 ●救急要請
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導 ●障がい者や高齢者等の要配慮者の避難支援 	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導 ●障害者や高齢者等の要配慮者の避難支援
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所等における給食・給水 ●支援物資の配分支援 	給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所等における給食・給水 ●支援物資の配分支援
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営委員会の設立 ●指定避難所運営のルールづくり ●在宅被災者支援のルール作り ●避難所運営マニュアルの作成 ●指定避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の運営 	避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営委員会の設立 ●指定避難所運営のルールづくり ●指定避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の運営

修正案	現行
<p>○31 ページ上段 <u>6 避難所運営委員会の設置</u> <区・自治会、自主防災組織、危機管理監> <u>市は、避難所運営委員会を設置していない避難所について、関係する区・自治会等に対し、組織の結成を促進するとともに、避難所運営のルール作りや避難所開設・運営訓練等を支援する。</u></p> <p>■避難所運営委員会とは <u>避難所の運営に関する様々な活動を円滑に行うため、地域（区・自治会など）の役員、自主防災組織の長などの避難者の代表者、及び行政担当者、施設管理者などで構成される自主運営のための組織をいう。</u> <u>避難所の運営には、発災時の混乱した状況において、生活の不安を抱える被災者に配慮した対応等が求められることから、平時から災害発生に備えて避難所運営委員会を組織化し、その活動内容や役割分担を検討・把握していることが望ましい。</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>○31 ページ上段</p> <p>6 (略)</p>
<p>○43 ページ中段 2 ライフライン施設の安全対策 <上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、<u>東京ガスネットワーク(株)</u>、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>></p>	<p>○44 ページ中段 2 ライフライン施設の安全対策 <上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、<u>東京ガス(株)</u>、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)></p>
<p>○44 ページ上段 (2) 下水道施設 ア (略) <u>イ 相互支援体制の整備</u> <u>下水道事業体相互の支援については、公益社団法人日本下水道協会が策定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」により実施する。</u></p>	<p>○45 ページ上段 (2) 下水道施設 ア (略)</p>

修正案	現行
<p>○47ページ下段 5-(1) 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるように設備の設置・整備を行う。(ただし、消防長より特例適用を受けた場合は、その限りではない。)</p> <p><u>防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」(令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定)に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。</u></p>	<p>○48ページ下段 5-(1) 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるように設備の設置・整備を行う。(ただし、消防長より特例適用を受けた場合は、その限りではない。)</p>
<p>○53ページ上段 担当部署の変更 4 農作物等の水害予防対策 <地域共創部></p>	<p>○54ページ上段 担当部署の変更 4 農作物等の水害予防対策 <環境経済部></p>
<p>○53ページ下段 3 農作物等の風害防止対策 <地域共創部></p>	<p>○54ページ下段 担当部署の変更 4 農作物等の風害防止対策 <環境経済部></p>
<p>○54ページ下段 3 農作物等の雪害予防対策 <地域共創部></p>	<p>○55ページ下段 3 農作物等の雪害予防対策 <環境経済部></p>
<p>○66ページ下段 2-(1) 支援の受入れ体制 支援物資の受入れに関する事務は総務班が行い、物資集積場所へ到着した物資の配分は<u>地域共創部産業振興課、農業委員会事務局及びくらし安全交通課</u>で構成する物資供給班(以下「物資供給班」という。)が行う。</p>	<p>○67ページ下段 2-(1) 支援の受入れ体制 支援物資の受入れに関する事務は総務班が行い、物資集積場所へ到着した物資の配分は<u>環境経済部産業振興課及び農業委員会事務局</u>で構成する物資供給班(以下「物資供給班」という。)が行う。</p>
<p>○69ページ上段 担当部署の変更 3 職業のあっせん <地域共創部></p>	<p>○70ページ上段 担当部署の変更 3 職業のあっせん <環境経済部></p>

修正案	現 行
○70ページ上段 8 農林業者への融資 <地域共創部>	○71ページ上段 8 農林業者への融資 <環境経済部>
○70ページ下段 9 中小企業への融資 <地域共創部>	○71ページ下段 9 中小企業への融資 <環境経済部>